

平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 28 年 3 月 9 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 10 時 54 分

議事日程

開会 平成28年 3 月 9 日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席ください。

○議長 議員各位には、平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会第 8 日のご出席ご苦
労様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

○議長 続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布さ
れているとおり、本日は、一般質問です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、
5 番、西村良子君、6 番、田中敏雄君、を指名します。

日程第 2 一般質問

○議長 日程第 2、一般質問を行います。一般質問の通告者が 2 人ありますの
で、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様、おはようございます。

今日は、足元の悪いなか、これだけ多数の傍聴、ご出席いただきまして、大
変ありがとうございます。

選挙から 2 年 4 カ月が経ち、日増しに中身の方も分かるようになってきましたけども、あくまでも目線は町民の目線、これを貫いていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、早速ですけども、質問に入らせていただきます。

1. 地方版総合戦略と阿武町総合計画との整合性について、です。

当町は、全国平均を先行して超高齢化の町となっています。今後は高齢者の方がお一人で過ごされる可能性が多くなることが予想され、多くのご子息が阿武町から離れた現在、地元で活躍され、実家や故郷をしっかり守られた方も、炊事、洗濯、買い物や家庭のゴミ出し、役場や金融機関等への手続きも不自由になってきたと耳にするようになり、何よりも健康面と後継ぎのことなど将来に不安を抱える方もいらっしゃいます。

阿武町は個性が光る自立した町づくりを掲げており、いわば、ゆりかごから墓場までをしっかり支える仕組みが必要であり、若者や民間活力を巻き込んだ小さな町の優しい取り組みが実現可能な町です。一昨年、地域見守りネットワークを形成し、近隣の民間企業や各種団体のご協力により、生活に異変があった時などの発見や不審な出来事などを通報出来るシステムもできました。

様々な事業所などが連携することにより、見る視点、見る場所、見る時間も違い、高齢者や障がい者をはじめ、町民にとっても安心して安全な仕組みが構築され、防犯抑止力が高まり、生活に不安を持っておられる方も安心が増したことと思われまます。行政だけでは対応しきれないこの防犯ネットワークは、現代の地域社会ではふさわしいことと思われまます。今後は、さらに阿武町版総合戦略で示されたソフト事業と阿武町総合計画の関連事業をカップリングし、阿武町にしかできない制度設計をつくり、若年者層が高齢者層を支える小さな町の優しい取り組みで、人口規模でなく、中身で選ばれる町として、きめ細かな展開を願うところであります。

高齢者を支えるためには、若者世代が必ず必要であります。若者世代を施策の真ん中に入れ、阿武町の明日を創る世代に、責任を持って計画を策定させる。策定に対し、発言は責任を生み、執行幹部が求めるプロセスロードの着地点を定め、各世代の思想を尊重し、ギャップの解消を図っていく。これらを継続していくことにより、新しい知恵も吸収でき、素晴らしいライフデザインも設計できるのではないのでしょうか。

さて、執行部もご存じのとおり、政府は医療分野だけでなく、介護も施設介護から在宅介護に施策を誘導しており、一方では、地方は跡継ぎの空洞化が進み、10年前から在宅介護難民も予想されるなど、在宅介護を選択しようにも在宅介護ができない環境が現実には迫ってきています。在宅介護は同居する家族のサポートが基本です。高齢者夫婦世帯、独居老人等、今後の阿武町においては、高齢者の生活に協力できる地域の若者が本当に必要です。

1 月に実施された、阿武町版総合戦略の説明会を 3 地区参加させていただき、町民の皆様から貴重な意見をお聞きしました。場の設定は興味の設定であり、説明は理解の始まりで、展開は協力の始まりです。出席された方は阿武町に関心があり、発言される方は阿武町を本気で愛され、将来に対して危機意識があり、自分自身にしっかりとした考えを持っています。こういった方は必ずや将来の阿武町の建設に背中を押してくれることでしょう。新しい会議や集会は、新しいリーダーの発見に繋がります。今回の説明会を含め、私が若者や女性会議を提案している意味はそこにあります。住民を巻き込むプロジェクトこそが真の地方創生です。執行部においても、若い職員が丁寧に説明し、質問に対してもしっかりと返答をされました。選ばれる町への執行プロセスにおいて責任感があり、頭に刻み込まれたプレゼンテーションは立派であり、近隣市町ではない取り組みと感じます。役場職員にも、やっとな営業マンが現れたと、そう思います。先輩職員の皆様は、若い職員の姿勢を見てどう感じ取られたでしょ

うか。日々の精密な事務処理も必要ですが、選ばれる町になるためには、阿武町を今後どのように伝えればいいのか。相当な危機感がある若い職員は、本気になれるのです。場の設定は、機会、ふれあいであり、職員や住民にも変化をもたらします。何もやらない後悔より、悔いのないように行動する。そこに評論家は必要ありません。ある言葉に、意識が変われば行動が変わる。行動が変われば習慣が変わる。習慣が変われば運命が変わる。運命が変われば人生が変わる。とあります。

付け加えると、現在の阿武町は、将来を見据えると同時に、意識を変えるために会議や集会など、外部環境、場や手法を変えなければならないことでしょう。地方創生における執行実務においては担当課長をはじめ、先輩、同僚職員も参画し、アクセルとブレーキを調整しながら、時には窓から違う景色も確認し、担当者をしっかりエスコートし、皆で一致協力し議会とも議論を深め、阿武町の最適解を探し、ソフト事業からアイデアを膨らませ、ひていはオープンな町、共有する町、距離感のない町、をしっかりと建設されることを望むところです。そして、住民意識の向上に向けて、チラシを含む広報にもさらに知恵を絞ると同時に、若者女性を参集した会議にて、次の時代のリーダーとなるキーパーソンを早く見つけ、今後において発生する諸課題を共有しながら、新しい人材が、新しい発想のもとで、新しいことを着実に実行できる町の仕組みを早期に実現し阿武町の理念でもある、小さくても個性が光る自立したまちづくりへ確実に近づいてほしいと思います。

そこで中村町長に質問します。

行政は継続性が問われ、それが価値になります。

小さな町の優しい取り組みとして、阿武町版総合戦略から創出される新しい含みを持った施策も多くできあがると思います。決して地方創生ビジョンが一過性に終わらず、このソフト事業がもたらす効果を、次にどう繋げていくかが

ポイントと思われます。5 年後の各地域を見据えた時に、数値の検証だけでなく、数値に表れない住民意識の変化や多様性など、若者や後継者が高齢者と共有し、うまく引き継ぎや活躍ができているか自治会ごとに検証する必要性もあり、緊急性の高いものもあります。各自治会に情報提供やアドバイスなどを促していくのも行政の役割と思います。また、同時進行の阿武町 5 カ年総合計画や阿武町過疎地域自立促進計画との整合性をはかり、恒常的なまちづくりの仕組みを進めていくために、地方版総合戦略が地方創生枠だけではなく、一般会計に関連する各種事業に今後、どうリンクしていくのか首長としての考えをお聞きするとともに、行政の基軸である自治会とどのようにタイアップし、理解を深めていくために自治会の現状と今後の課題を含め、どのような対策を持つておられるのかお尋ねします。以上、1 点目です。

○議長 ただ今の、2 番 小田高正君の 1 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長(中村秀明) 2 番、小田高正議員から、地方版総合戦略と阿武町総合計画との整合性についてのご質問でございますが、ご質問の趣旨は、1 点としては、阿武町版総合戦略の中で、新たに打ち出した考え方を、どう総合計画に取り込み、具体的な施策展開に繋げていくか、また 2 点目としては、それぞれの施策展開、特にソフト事業、地域づくり、地域活性化事業を展開する中で、大きな役割を担う自治会のあり方を変革させるため、どのように情報提供等を行うかというご質問であるというふうに思います。

小田議員ご指摘のとおり、第 6 次阿武町総合計画は、昨年 3 月に策定し、平成 27 年度から平成 31 年度末までの 5 カ年間に於いて、町の産業、福祉、環境、防災、定住、教育等のあらゆる分野において取り組むべき課題と、それに対応した施策を示したものでありまして、言い換えれば、子どもから高齢者まで、現在阿武町に住んでいるすべての人を対象とした、基盤となる総合

計画であります。

一方、昨年 10 月に策定をいたしました、阿武町版総合戦略は、ターゲットを若者に絞り、彼らがこの町を、どう変わっていけば、今以上にこの町に魅力を感じ、自信を持って自分の子どもや、I ターン者等に定住を奨めることができるのか。そのためにどういった施策が必要かを考え、当面 8 つの重点プロジェクトを打ち出したものであります。これは、極論ではありますが、若者の数が一定以上減少すれば、自治体は消滅する可能性が高いという考え方に基づいたものであります。言い換えれば、一定以上若者を確保することが、町の維持に繋がるということでもあります。だからこそ、若者の発想や意見を大事にした計画にしているところであります。

策定にあたりましては、町の若手職員が、町内の 100 人以上の、あらゆる年齢層、職種等の方々にヒアリングをし、若手の町民も巻き込んだワークショップ等もおして、立案をしたものであります。そして、内容につきましては、ご承知のとおり、ソフト事業を中心としておりますが、それぞれが今すぐにでも取り組める内容となっており、若者にとっては、飛び込んでいけば自分たちにも取り組むことができる、手の届くことばかりとなっているところであります。ポイントはまさにこの点にあります。大きなお金がかかる事業は行政に頼るしかなく、若者は手が出せません。しかし、総合戦略の中の事業は、その気になれば、自分も事業に参画し、主役になることができる。また、それを通じて思いもよらない新たな展開が生まれるかも知れませんし、ある意味で、それが狙いとも言えるところであります。

近々の内に、具体的に戦略を進める拠点となる、21 世紀の暮らし方研究所、通称 21 世紀ラボの研究員を公募する手はずとなっておりますが、若者だけでなく、町内の多くの方々に手を挙げていただければ幸いと思っている次第でございます。

そして、ここで生まれた新たな発想、事業提案等は、さきほど申し上げましたように、総合計画は基盤となる総合計画であり、その中に組み込み、あるいは総合計画の内容を新たな発想の観点から、必要に応じ軌道修正することは、やぶさかではありませんし、もともと総合計画は必要に応じローリング、見直しするようになっておりますので、その中で具体的な施策として展開をしていくことになるところであります。従いまして、総合計画と総合戦略は相互に補完し、整合性を保ちながら進めていきたいと思っているところあります。

こうした中、自治会の問題であります。新たな町づくりにおいても、自助、共助、公助の基本的視点に立つてものごとを進めていかなければならないことは当然であります。町の活性化を考えるときに、それは取りも直さず、集落の活性化であります。つまり、この集落の活性化をどう進めるかが、町の活性化と同じ意味を持つと言っても過言ではありません。地域の活性化のためには、人材、もう少し言いますと、なるべく若い人がいいと思いますが、活動人口の確保が必須であります。そしてこの活動人口の確保のためには、やはりある程度の素地となる人口規模が必要であります。そういった意味で、本町では、平成 19 年度から集落の運営については、町長の附属機関であります駐在員制度から、自主的な自治会制度へ移行を進め、当時この中で、町内の全集落においてワークショップを行い、将来の集落の人口、年齢構成や高齢化の状況、空き家の見込み等も自らシミュレーションをしていただいたところであります。これを勘案しながら、一部の集落では、将来の集落の機能を維持するために統合もされたところであります。

自治会制度の正式な発足が平成 21 年度ですから、今年で 7 年目となるところでありまして、活性化している自治会は、やはり一定の人口規模が確保され、その意味では、当時英断をされた宇田郷地区は、13 集落を 4 自治会に再

編し、定期的な話し合いの場を持たれながら、自治会内の活動だけでなく、宇田郷地区全体の課題解決に向けて、自助、共助、公助の視点に立った活発な活動が行われ、その意味では動きが感じられるというふうに思っております。

こうした中、現在本町では、国においては小さな拠点づくり、県においては元気生活圏づくりとして打ち出された、集落の枠を超えて、概ね小学校区等の範囲で、将来にわたって安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築に取り組んでおり、小さな自治会の多い福賀地区をモデル地区として、地域活性化に向けどう取り組んでいくのか、住民自らが考えてもらう取り組みを始め、先月下旬にも、取りかかりといたしまして、自治会長に対する説明会も実施をしたところであります。

今後は、世話人等も選出し、具体的な取り組みの方向性を検討することになりますが、その段階では、鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局が開発をしております、鳥取集落創造シートを使った将来人口推計や年齢別人口推計等の情報提供も行いながら、今後の集落のありようについて、集落の皆さんに考えていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、高齢化により跡継ぎがないから、とりあえず自分の代だけは何とかなれば良いとか、将来のことは分からないとかでなく、自らを育ててくれたその地域に、将来にわたって住む人のことも考え、そういった若い人の意見も聞き取り入れる、開かれた集落の仕組みづくりが求められるところでありまして、是非、役場からの一方的な働きかけということではなく、地域からの盛り上がりとして、これを進めていきたいと考えている次第でございます。

以上で、1 点目の質問に対する答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 2 番、小田高正君。

○2 番 小田高正 答弁ありがとうございました。あくまでも整合性という格好で、地方版総合戦略、今できあがったばかりということで、これはまた独自性があるって、阿武町にしかできない若者のプロジェクトということで、まだ双方がいろんなテーマのもとに動き出したはずですよ。従って、5 年後はこうなるとか、すぐこうなるとかというのは、まずはいらないと思いますけれども、例えば、1 年目のときにこういう取り組みをしたから、こういうことが他の事業ですね、民生のことをやったから施設に繋がるとか、そういう動き方とかを、うまい具合にカップリングしていくようなことが、例えばできあがるんじゃないかなというふうに思っています。

空き家の話とかもいろいろありますけども、現に仕事柄いろいろ私も、空き家に入る方、それから出られる方、いろんな双方の意見の間に入って、総務の方ともいろいろ話をするんですけども、やっぱり入られる方というのは阿武町の何かの可能性にかけて入られるということで、一番聞いているのは、やっぱり住民窓口の時に対応が良かった。あの担当者、気持ちよかったとかですね。または総務の空き家担当者の方、あの方はすごい丁寧な説明してくれましたよね。それをまず聞くんですよ。私も仕事柄行ったときにはですね、必ずそれに付随して、阿武町を好きになってもらうための努力は最大限させていただきます。その辺が、官民共同のプロジェクトにもなるんじゃないかなというふうに思っております。

詳しく、今説明をいただきました。とにかく地方創生事業は、若者に企画して頑張ってもらおう。そして、住民の若い方についても、自分が手が届く事業であること、これをしっかり今言われましたんで、その辺については、何か新しいことを役場が仕掛けているんですよ。じゃなくて逆に、今度は広報でし

っかりと、若者集まってこい。高齢者支えるんだ。新しい事業が出るから町のために何かやろうぜ。とか、そういったような広報戦略、これもひとつの手法だと思いますんで、しっかりやっていただけたらと思います。

それから次にですね、今地方の総合戦略も話しましたが、1点この、ちょっとこれだいたい前なんですけども、阿武町自治会総合交付金取り扱いマニュアル、これ私ちょっと今日もってきました。そこで、自治会長はみんなご存じですけども、あえてここで言うのは、町民の皆様、自治会長の色々なご苦労とか、そういったことをやっぱり見える化しようと思って、あえて持ってきて、ちょっと話したいと思います。集落彩生交付金の中に、様々ありますけども、自治会会報発行事業、それから防犯外灯整備事業、自主防災活動事業、集落施設新設改築事業、道路河川愛護活動事業、小規模道路整備事業、花いっぱい活動事業、ごみ集積所整備事業、景観形成保全活動事業、それから健康福祉の中で、除雪支援活動、自治会敬老会の開催、それから教育文化の中で、伝統文化行事の継承、最後の 6 に、特認事業とあります。これちょっと分からないからちょっと聞くんですけども、特認事業、これを見ると、自治会機能の維持向上に資する事業として、事前に認定を受けた事業で、交付金額についてはですね、原則として、これ原則はあくまでも原則なんで絶対ということじゃないと思うんですけども、定額または経費の 2 分の 1 とし協議によって決定、ということをごここに明記されています。あとの町政協力活動という均等割りとか世帯割り、一部合併された、統合された自治会については、いろんな一定維持と、それから翌年からだんだん減額していくという仕組みは分かるんですけども、特に、この集落彩生交付金ですね、これを前も 1 回質問したかも知れませんが、やっぱり地方創生になると、自治会の、町長言われる、自治会、集落の活性化が今、町の活性化というふうに今言われました。それプラス、現在の人口の中から活動人口も増やして

いかなくちやいけない。しかしながら、全体パイとして人口規模も要るんだよということも今言われましたけども、まずはこの集落彩生交付金のありようですね、あり方、そしてこの特認事業における全国的な例でも構いません。そして、阿武町として申請が上がった例をですね、ちょっと分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 この自治会総合交付金、今申されましたように、一定の均等割りりと世帯割りでお配りする町政協力交付金プラス今の集落彩生交付金、あえて彩って生まれるというふうな字を、色彩の彩です。再び生まれるんじゃないで、彩って生まれると書きますけども、こういった字を、当て字であります、使わせていただいておりますが、これは集落の維持機能だけではなく、集落の中を活性化していくために何ができるか、皆さんで考えていただいて、いろんなアイデアに向かってお金を交付しましょうという、こういうお金であります。その中で、一般的に行われているものはさっき紹介がありましたように、例示しながら、例えば集落で広報紙をやっていらっしゃるところについては、それに対していくらであるとか、あるいは道路愛護作業はほとんどのところでやっていらっしゃいますが、それは時間当たり 300 円でお支払いするとか、そういうこともありますし、平成 27 年度の事例で申し上げますと、現在行われているものを申し上げますと、会報を行っているところが 2 つくらいあります。それから防犯外灯、LED 化ですね、これ 3 分の 2 ほど補助することにしておりまして、LED 化といったことをされたところが 9 自治会あります。それから集会施設の改造とかもありますし、花いっぱい運動で花壇をやってみたりといったところも 9 くらいありますし、ゴミの集積場を、入れ物ですね、ああいったものを新しくやり替えると、それから集落で、特にこれはいいなと思うのが、集落あげてお年寄りの敬老会をやっ

てあげるといところが 2 集落あります。これは、集落の中でお年寄りの敬老会をやってあげるとい、町でやるのではなくて、そういったことをやっていらっしゃる自治会もあります。

それで、今お話のあった特認、これは特認ですから、そういった集落が活性化していくために、うんそうだな、というふうなことが町の方で認定したら、それに対して補助金を交付しましょうということでもありますから、これです、というメニューはありません。皆さん方の方で、こういったことをやったら集落が活性化していくんだよということで、こちらの方に言っていたいて、ああそうだな、というふうなことを町長が認定したら、それに対して補助金を交付しようということで、今 2 分の 1、ものによって定額がそぐうものもありますし、半分くらいの補助がそぐうものもあります。また集落の集会所なんかにつきましては、今 10 分の 3 ということがありますから、そういった系統のものでありましたら、もしかしたら 2 分の 1 じゃなしに 10 分の 3 ということも、これはものによって変わってくるというふうに思っていたきたいんですが、いずれにしても、特認というのはそういったことで、ものは決めていませんが、集落の活性化につながるものであれば、町長が認定すれば、それに対してお金を出しましょうということでもあります。

後の方でも出てきますけども、除雪機といったものについても、集落でやられてはどうですかというお話しを、相談があったりもしますので、お話しをしたりもします。そういったものがもし出てくれば、町としてはいいですよ、ということになりますし、今たまたま例を申し上げましたが、他にもいろんなことがあります。これはと思われたら、是非相談していただけたら、それは確かに自治会の振興のためにはいいね、ということでもありますから、是非相談していただけたらと思います。

○議長 2 番、ただ今の答弁に対する再々質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい、再々質問」と言う声あり。)

○議長 はい、2 番、小田高正君。

○2 番 小田高正 このような会話をすることによって、町民の皆様も分からなかったことが分かる。今から新しく、また新年度になれば、自治会長集會もちろんされると思いますけども、この中身とかいうものもしっかりご説明をしていただいて、分からないものが分かりやすくなるように、どんどんどんどんやっていって、できることからどんどんどんどん始めていかれて、先行事例とか各種いろいろなデータとか、役場すごいお持ちでしょうから、こういったことの取り組みを各地域、これもひとつの町としての戦略ですから、各自治会に対して、自治会小集會で促してあげられたらよろしいかなと思います。答弁はいりません。以上です。

○議長 答弁が必要ないということですので、続いて 2 項目目の質問を許します。小田高正君。

○2 番 小田高正 2 項目目、老老介護や障がい者世帯の実態と対策、独居老人の孤独死の実態について質問をいたします。

総務省の調べによると、平成 27 年 9 月現在における日本の総人口は、1 億 2,683 万人であり、その内 65 歳以上が 3,384 万人となっています。さらに、65 歳以上の内、80 歳以上が 1,002 万人、80 歳以上の内、100 歳以上は 6 万人となり、近年では、老人が老人を介護する老老介護問題、老人が障がい者を看病する老障介護問題が挙げられます。また、今後は、障がい者が障がい者を介護する時代も予想され、これらに該当される世帯の生活は非常に過酷であり、精神的な自由はなく、職業として介護する方にはなかなか把握できないことも非常に多いと思います。利用できるサービスはあるものの、家族や自宅から離れる寂しさと金銭的な負担が発生し、その悲しみや苦しみは、本人や家族の方しか分かることができません。眼や耳の衰え、介護と年齢的なことで

腰痛も患い、食事や排尿等のお世話を日常的に続ければ介護する本人自身がまいてしまい、健常者でなくなる可能性すらあり、全国では自殺される方も発生してきています。しかし、この阿武町においては、民生事業が一番充実した町でなければなりません。介護うつ対策、障がい者介護世帯におけるアドバイスなど一番暖かい町と信じたいものです。

そこで中村町長に質問します。

現時点で、阿武町は介護世帯が何件あり、その内、老人が老人を介護している世帯は何件あるのか。また、障がいを持っておられ、老人が障がい者を介護されている方の世帯数は何件あるのか。また、これらに該当される方や家族に対し、どのようなアドバイスを定期的に行われているのか。次に独居老人の件数と、病気を含む孤独死の発生件数は何件あるのか。その死亡要因はどういったものがあるのか。また、地域見守りネットワーク協力隊の通報件数と活動実態についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2点目の質問であります、老老介護や障がい者世帯の実態と対策、独居老人の孤独死の実態についてのご質問でございますが、小田議員ご指摘のとおり、日本全体で高齢化が進展しておりまして、日本の高齢化率は、総務省統計局の調べによりますと26.7パーセントで、総人口に占める割合は4分の1を超えて、過去最高となっております。また、3月1日付けの阿武町の高齢化率は47.26パーセントで、昨年3月に比べまして0.83ポイント上昇しております。しかし高齢化率が上がる一方で、昨年10月1日を期日に行われた国勢調査におけるわが国の人口は1億2,711万となり、5年前の平成22年10月から0.7パーセント減の94万7千人が減少し、年平均では18万9千人の減少となっているところであります。

阿武町の国勢調査の人口につきましては、定住対策などの効果により、減少率は 7.3 パーセントと、これまでに比べて鈍化したものの、5 年前に比べて減少数は 274 人で、人口は 3,469 人となったところであります。しかしながら、阿武町版総合戦略の人口ビジョンでもお示しをしたとおり、今後の推計では、総合戦略の計画どおりの対策を行った場合においても、将来の人口推計では、10 年先の 2025 年には 2,636 人、24 年先の 2040 年には 1,834 人にまで減少するとの予測となり、今後とも定住対策を中心とした地域づくりに真剣に取り組まなければという思いを強くしているところであります。

また、国において現在最も懸念をされておりますのが、2025 年問題であります。団塊の世代が 2025 年頃までに 75 歳以上の後期高齢者に達することにより、介護、医療費等の社会保障費の急増が懸念をされております。2025 年には、国においても 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上となり、高齢化が進むことで医療や介護を必要とする方がますます増加し、現在のわが国の医療、介護サービスの提供体制のままでは、十分な対応ができないと見込まれており、地域における医療及び介護の総合的なサービス提供体制の改革が求められるなど、大きな変革期にあるところでございます。

こうした背景の中で、今回ご質問いただきました阿武町の介護世帯の状況であります。まず現在の阿武町の介護世帯数は 175 世帯で、その内老老介護の世帯は 31 世帯であります。この内特に重度の方がおられる世帯が 24 世帯で、重度の老老介護世帯が 10 世帯の状況にあるところであります。なお、現在策定しております、今年 1 月末の介護保険の認定者数は、要支援者が 85 人、要介護者が 285 人の合計 370 人で、その内在宅のサービス利用者が 210 人、グループホーム等の地域密着型のサービス利用者が 40 人、特別養護老人ホーム等の施設介護サービス利用者が 54 人の合計 304 人の方が何らかの介護サービスを受けている状況で、特に要介護 3 から 5 の重度の方の内、在宅でサービスを

受けている方は 43 人となっているところであります。なお、介護保険のサービス利用者には、定期的に担当の介護支援専門員、ケアマネージャーが訪問することになっており、訪問を通じて身体やサービスの状況等を勘案しながら在宅生活を送るためのサービスの調整をしておりますので、定期的なアドバイスなどは、この時点でフォローされていると認識をしております。

さらに、特に支援が必要な方および困難ケース等につきましては、町の職員と担当のケアマネージャーが訪問し、ケース会議の開催等を通じてさまざまな支援を行っているところでございます。また、町の社会福祉協議会内にあります総合相談センターでは、家族支援のための介護者教室を年に 5、6 回開催し、高齢者を介護している家族に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術の習得を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上をめざしているところであります。

そのほか、総合相談センターでは、認知症の人を介護している家族や介護経験者が集い、家族同士の情報交換や、具体的な介護方法を学び、介護負担の軽減や気分転換を図ることを目的とした、おしゃべり勉強会も毎月開催され、こうした機会を捉えながら、介護者の負担軽減やアドバイスを行っているところであります。

次に、高齢者が障がい者を介護している世帯数についてのご質問であります。特に介護を必要としている世帯は 4 件であります。身体障がい者等を介護している介護状況はさまざま、障がい者で介護が必要な方は、大方が施設に入所されている状況にあります。また、在宅で介護を受けている身体障がい者の方は、すでに障がいまたは介護サービスを受けている状況にあり、何か問題があれば、役場保健師や社協の障がい担当職員が相談にのるなどの対応にあたっているところであります。

次に、独居老人の件数と孤独死の発生件数、その死亡要因についてのご質

間ではありますが、昨年 5 月に調査した時点での 65 歳以上のひとり暮らしの方は 381 人となっております。また孤独死の発生件数といたしましては、平成 26 年度で 2 件、そして今年度 27 年度に 1 件発生しております。いずれも死亡原因の特定はできませんが、高齢や持病を持っておられたことが要因ではないかと推測をされております。なお、発見に至る経緯としては、新聞受けに新聞が溜まっていることから、近所の方が気にして民生委員や親戚の方へ通報があったほか、ホームヘルパーが訪問時に発見した例もあるところであります。

最後に、地域見守りネットワークの通報件数と活動実態に関するご質問ですが、現在阿武町と地域見守りネットワークの協定を結んでいる事業所は、漁協や農協をはじめ、郵便局、金融機関、新聞やガス、電気、牛乳の販売所など、各世帯を訪問する機会の多い 23 の事業所で、事業者が日常生活の中で新聞が溜まっている、同じ洗濯物が何日も干してあるなどの異変に気づいたときは、役場民生課または町の社会福祉協議会へ連絡をいただくことになっております。今年度の通報は、今のところありませんが、昨年度は、新聞が数日新聞受けに溜まっている。また道路に座り込んで動けなくなっている人がいるなど、協定事業者から 4 件の通報があり、いずれも通報対応マニュアルに沿って対応し、この 4 件については、いずれも事なきを得ているところであります。また、今年度から地域見守りネットワーク事業の強化や協定事業者との連絡を密にするため、特定事業者に年 2 回程度、見守りネットワーク通信を送付し、見守り活動の連携強化や共通意識の啓発等を図ることとしているところでございます。なお、現在町が推進をしております安全安心な町づくりの一環として行っている見守りや独居老人等に対する支援といたしましては、地域福祉の要となる町社会福祉協議会において以前から福祉の輪づくり運動が推進され、高齢者のひとり暮らし世帯や気になる世帯に対する

見守り支援として、ご近所による目、親戚による目、親しい友人等による目の 3 つの目による見守りが行われているほか、民生委員と友愛訪問員による日常的な見守りと定期的な訪問等が行われているところであります。また、町社協と総合相談センターでは、24 時間体制で電話での相談を受け付けており、福祉サービス等のあらゆる相談に応じているほか、障がいの相談についても窓口を開設しているところでございます。そして町が阿武福祉会に委託しております配食サービスにおきましては、現在 47 人の方が利用されておりますが、この配食においても、見守りを通じて安否確認につなげることとしているほか、独居で必要な方には緊急通報システムの機器を貸与し、現在 12 人の方が利用をされているところでございます。なお、国においては今年の 4 月に第 4 次改正介護保険法が施行され、制度創設 15 年目のターニングポイントともいえる介護保険制度の大改革が行われたところであります。また、今後高齢化がますます進展する中で、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支える体制も求められているところであります。こうした中で、阿武町におきましては、今後とも医療、介護、福祉、行政等の関係機関が一体となった取り組みを強化するとともに、認知症においては、家族等の希望により、徘徊の心配のある高齢者の方を事前に登録することで、情報を共有し、徘徊等で行方不明になった場合に、いち早く発見、保護することができるように、徘徊見守りネットワークの整備についても、関係機関と協議をしながら進めていくこととしているところでございます。以上、これまで以上に安全で安心な地域づくり、町づくりに努めてまいり所存でございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の施行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい、再質問」という声あり。)

○議長 2 番、小田高正君。

○2 番 小田高正 非常に詳しい説明、ありがとうございました。感謝申し上げます。大体再質問で聞きたかった意図は、ほとんど答えられました。

ひとつですね、さらにデータの関係になると思うんですけども、先ほど私が一般質問した中で、1 点ほど、予測検知の世界でちょっと質問したいんですけども、施設介護の問題ですね、阿武町非常に良くやられていると思うんですけども、これから見通しですよ、清光苑があります。特養とかいろいろありますけども、今阿武町 300 人ちょっと、304 人ですか、介護者がいらっしゃるといことで、町民の 10 分の 1 は介護者ということですよ。9 割は健常者。そのデータが小さい町の、約 3,500 人から 5,000 人以下の町で、どれだけのデータかちょっと分からないんですけども、その辺のデータはいいんですけども、今、特養とかいろいろありますけど、デイサービスとかではなくて、実際に入居された場合、今からですね、2025 年団塊の世代の方が大量に高齢化になる。全員元気だったらそれでいいんですけど、今からだんだんこういうふうに入られるから、施設はこのようにしていかなきゃいけないよ、そのためには施設で働いている職員も、こうこうこうで、こういう体制をとらなきゃいけないよ、そういうのがちょっと分かればですね、教えていただけたらと思いますけども。よろしいでしょうか。

○議長 民生課長

○民生課長 ご質問ありがとうございます。

先ほど、町長からも答弁がございましたが、その前に、介護保険が平成 12 年に始まっているんですが、15 年、16 年になりまして、その間に、高齢化率が、平成 7 年の頃には 15 パーセントであってものが、平成 12 年では 17 パーセント、そして 25 年には 25 パーセントと、高齢化率がどんどん増えている現状

にあります。また、それに合わせて介護給付費の国の予算ですけど、当初の創設時には 3 兆 6 千億円くらいだったと思うんですが、現在介護にかかるお金が、国のレベルで 10 兆円、10 年で 2 倍くらいに増えているような状況があります。防衛費は約 5 兆円、それに対して 10 兆円という膨大な予算がかかる時代になってまいりました。

ということで、国の方も、先ほど町長の方から説明がありましたけども、2015 年に介護政策の大改革をしないと、もう国がもたないということから、2025 年問題に対応した制度改革が行われてきているわけなんですけど、大きく分けて都市部と地方部がありまして、都市部においては、今言われるように、どんどんどんどん高齢化がますます進展しまして、施設が足りないとか、介護サービスが足りなくなるということが大きな問題になってきておりますが、一方地方部におきましては、既にピークを過ぎて、逆に高齢者が少しずつ減少してきている状況にもあります。ですから、一概に都市部と地方部を一緒くたに考えることはできませんが、そういった状況の中で国が何を考えているかというのと、今度は逆に、十把一絡げではなく、それぞれ地方の特性に合った介護を進めていこうということで、現在国が進めようとしているのが、なかなか難しい表現ではありますが、地域包括ケアシステム、また費用の公平化というのが改革の大きな柱になっていくんじゃないかと思うんですけども、この地域包括ケアシステムというのは、町ぐるみでみんなで支える仕組みづくりをしましょう、ということで、介護然り、行政然り、福祉然り、医療然り、保険然りで、とにかく自治会、住民の方のボランティア、NPO 全部含めて、地域まるごと、そういった福祉施策に対応していこうという状況にあるわけです。

そうした中で、柔軟な対応が今求められておりますが、阿武町におきましては、現在まだ全員そろっておりませんが、産休で休んでいる者もおりますが、

まず保健師が 5 人おります。保健師が 5 人いるという町は全国でもトップレベルではないかなというふうに思っております。介護施設におきましても、先ほど話がありました特別養護老人ホーム恵寿苑、そして養護老人ホーム、生活支援ハウス、それから前回質問にもありましたけども、福賀地区にそういった福祉施設がないということで、まだ具体的な内容は決まっておりませんが、計画の段階においては、福賀地区においても、そういった福祉施設を作ろうではないかという計画になっています。そして宇田郷地区には、ご存じのように、ひだまりの里もありますし、その中にはグループホーム、恵寿苑の中にもグループホームがあります。

特に、特別養護老人ホームにつきましては、今満床の状態だと思います。これは直接、福社会の方がやっていますので、満床の状態だと思いますが、養護老人ホームにつきましては、現在で 2 部屋、2 床、そしてもうしばらくするともう 1 部屋空きそうな状況でありますし、宇田郷にある生活支援ハウスにつきましては、4 床ある中の 1 床は 3 月末まで詰まっていますが、3 床が空いているというような状況です。また今後、福賀にも何らかの施設を今計画しようとしているところであります。

人口は、先ほど地域ビジョンでも示されたとおり、減少傾向に向かっているということ、そうした中で今、先ほど一番最初に説明しましたように、地域で高齢者をすすめていこうということで、介護の部分じゃなくて医療の部分につきましては、地域医療構想といいますか、医療の方でもどんどんどんどん医療費が増加してきている中で、病床数を、要するに県が立てる医療計画の中で減らしなさいという、今状況になっておりまして、県がそれぞれ広域の中で協議をしまして、萩地域は萩地域の中で協議をしまして、病床数を減らすという方向に計画を立てるという方向に向かっております。そうした病床数が減らされるということは、当然また今度は介護に、在宅介護に向か

う可能性も高くなるということで、今在宅介護をいかにしていくか、いかにみんなとまるごとしていくか、そのためには、まず予防、そして健康な高齢者をつくっていくというふうに、非常に重要な状況でありまして、特に予防の面が、国の方からも非常に重要な問題として取り上げてこられまして、今まで予防につきましては、介護保険の中の給付で賄われていたものが、今後は、地域の、市町村の独自の事業として予防の、通所予防、介護予防をなささいというふうな時代になってきましたので、是非ですね、地域を挙げて、また連携して協力しあいながら、地域でまるごとみんなでサポートするシステムを作り上げていくよう、今努力をしておりますので、またご協力をお願いしたいと思いますし、施設もそういった意味で、今満床というイメージもありますが、養護老人ホームや生活支援ハウスには空いた施設もあるという、いろんな要素を考慮しながら、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。以上で終わります。

○議長 2 番、ただ今の答弁に対する再々質問はありますか。

(2 番 小田高正議員「はい、再々質問」という声あり。)

○議長 はい、2 番。

○2 番 小田高正 結局ですね、町の財政とそれからはじめの質問になるんですけども、自治体総合戦略ですね、この辺については必ず埋めて、在宅介護になると、はじめの質問じゃないですけども、地域の方、若者を含む地域の方が必ず必要になってくる。1 番目の質問と 2 番目の質問、整合性がうまくはできなかつたんですけども、整合性を取るような話しなんです。私からすると。その辺はあくまでも、地方版総合戦略と阿武町総合計画、各種事業それがリンクして、またはいろんなサービスをされて、今町長から説明を受けて初めて分かった部分も、現場の中の内容ですね、その辺は今お聞きすることによって、私も今十分に理解できました。これを、ことばを発して一般

の方にも、阿武町役場はここまでサービスしているというのを見せなくちゃいけないですね。この辺については、今からだんだん老後を迎える方でも、どこに電話をしたらよからうか。それは民生課かも知れないけども、こういったきめ細かなことは、身近な担当の民生委員、児童委員もいらっしゃるんですから、それも大胆にもう聞きまくる、それが役割だし仕事なんですから、そういった方も十分認識をしていただいて、きめ細かな、そういった人たちとも一緒になりながら、やらないといけない。

話を戻しますけども、日中、障がい者の方も家にいらっしゃる方もいらっしゃると思います。70過ぎて、子どもさん、お孫さんの面倒を見られる方もいらっしゃると思います。大変なんですよ。その辺をあえて言うと、社協さんがしっかりサポートされている。これも、ずっと続けてもらいたい。今その方だけではなくて、実際現場を見て、私はものを今言っているんですから、これが本当の実態なんです。だからあくまでも、これからも増えるであろうが、サービスは怠ってはならないように、しっかりとした阿武町ですので、その辺については、職員同士または委託事業者としっかりご相談されて、最高の民生事業を作り上げていただけたらと思います。

以上です。答弁はいりません。

○議長 答弁はいらないということですので、これをもって 2 番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 00 分

再 開 10 時 10 分

○議長 休憩を閉じて会議を続行いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 次に、3番、白松博之君。3番については、自席より一般質問を行ってください。

○3番 白松博之 この場から質問をさせていただくことを許可いただき、ありがとうございます。それでは、私の方からは、阿武町の農業振興と後継者育成について質問させていただきます。

農業を取り巻く環境、特に稲作においては、近年一層厳しくなってきたことは、すでに皆さんも感じておられることと思います。

そのような状況は、奈古、宇田郷地区を回るたびに、耕作放棄地が急激に増えつつあることから、その様子が伺えます。耕作放棄地といえ、今まで山間地の棚田などに多く見られていたのですが、最近是比较的便利な平坦部にも多く見られるようになり、特に農事組合法人未加入地域の荒廃農地の増加に、大変危機感を持っています。平成27年度の荒廃農地調査によると、再生利用が可能な荒廃農地面積は11.18ヘクタールとなります。この状況を町長はどのようにお考えでしょうか。後ほど答弁をお願いします。

これは米価の値下がりや、サル、イノシシなどの被害に耕作意欲を失っておられるのも要因のひとつと思われますが、根本的にはしっかりとした農業振興政策が打たれていないからではないでしょうか。もはやここまで米価が下がった以上、区画整理のされていない水田で、採算の取れる経営は非常に厳しいと言わざるを得ません。

ご存知のように稲作は水を張る関係から均平でなければなりません、稲作以外の作物で平らでなければいけないという作物はありません。特に露地栽培で良質なものを安定的に栽培しようと思えば、排水は絶対条件となり、そのためには2から3パーセント程度の勾配が、圃場には必要となります。

私ごとで恐縮ですが、平成元年から、長野の野菜技術を学ぼうと南牧村や川

上村へ、春と夏の年に 2 回、毎年のように夫婦で通いました。そこで目にした栽培技術は、この地域よりはるかに先を行くもので、見るもの聞くものがすべて目を見張るものばかりでした。大規模の経営をしている南牧村では、価格の良い年ともなると 1 億円農家が何件もあり、一方レタスに特化した川上村でも、野菜販売農家 600 戸の平均年収が平成 23 年度現在で、2,600 万円で、村全体では 150 億円の売上げと聞き、大変大きな衝撃を受けました。それと同時に、この技術を何とか阿武町に広めることはできないかと思ったものです。

そのようなこともあって、以前私は宇久の公民分館で、木与、宇久の法人の皆さんに集まっていただき、レタスの栽培に取り組んでいただけないかと、川上村や西台の栽培状況を、スライドを交えながら説明をさせていただきました。確かに川上村は、朝鮮戦争やベトナム戦争の時、新鮮な野菜供給基地としての特需はありました。それでは川上村が栽培条件として特に恵まれていたのかというと、決してそうではなく、急峻な山に囲まれた村の中を大きな千曲川が流れ、石ころと荒れた土地だったと聞いています。現在も拾い出された石が山積みされているところも見かけます。

振り返って阿武町のメリットというと、なんといっても海岸沿いから西台、東台までの、豊かな農地と約 500m 以上の標高差です。この標高差を利用することにより、レタスや白菜、キャベツなどの同じ作物を、阿武町ブランドとして長い期間作ることが可能だと考えたからです。いわゆる阿武町の土地条件や温度差を活かした、阿武町産産地間リレーです。

奈古地区では法人に加入しておられない水田が、耕作放棄地となり、その面積がどんどん拡大していることは最初にも述べましたが、従来の水田を畑地に転換できない原因に、いつかはまた米価が上がるのではないかという希望もあるでしょうが、中山間地域等直接支払制度により、水田にはいつでも米が作れる状態にしておかなければならないという条件が付いているからではないか

と思います。また、価格の安定しない野菜に切り替えるという不安もあると思いますが、このままでは座して死を待つという状況に等しいと思います。

この耕作放棄地を、試験的にでも野菜栽培に適した農地に圃場整備をされるお考えはないでしょうか。私は今まで行われたような、大規模な圃場整備を考えているのではありません。その場所の状況に応じて、数枚の田んぼを一緒にして傾斜をつけ、排水対策と、機械化による省力化を図れるようにするだけで十分だと思っています。方法は、小さな建設機械があれば、個人でもできる範囲だと思っています。

このように稲作以外の作物が作れるような基盤整備以外に、現在の耕地から収入を上げ、荒廃農地を減らすことはできないと思います。今後どのようにされるのか、町長の答弁を求めます。

次に後継者の養成と技術の導入について質問します。

平成 26 年 9 月議会の私の質問に対する答弁で、自立的経営、指導体制等の面から、ハウレン草への就農が多いという現状だが、農業の次世代の担い手である新規就農者をより多く確保するため、選択肢幅を広げる取り組みや、作物の組み合わせの新規メニューの構築、冬季の他産業との連携など、自立経営ができるよう新たな新規就農者の形態を研究、検討をしてみたいと考えている。と述べられました。

その後、職員の方も努力をされたとは思いますが、現実には平成 28 年 1 名の就農に留まっています。具体的にはどのような手を打って来られたのでしょうか。

そこで後継者の確保に、阿武町を農業大学校のサテライトキャンパスに提供するという働きかけはいかがでしょうか。遠距離のための交通手段としては、幸い阿武町にはマイクロバスも所有しておられますし、宿泊場所としては民宿や林業センターの活用もできると思います。学生の皆さんに、阿武町の実情を

よく知っておいていただくことが、今後に繋がるのではないのでしょうか。

所信表明の中に、地域おこし協力隊の制度を活用し、農業に従事をしながら農業研修を行う農業支援員を設置することを挙げておられました。町内で学ぶことも非常に大切ですが、新しい栽培技術の導入には、栽培期間全体に携われるような、長期にわたる先進地派遣研修など、体験の中でしっかりと先進技術を身につける取り組みをしていただけないのでしょうか。是非とも稲作だけに固執しない、発想を変えた農業振興に取り組んでいただきたいと思います。町長の答弁を求めます。

次に阿武町への定住促進について提案します。

今回の町長の所信表明の中でも、特に新たな農業の担い手としての新規就農者の確保について強調しておられたことについては、大きな期待を持っているところであります。

そこで、今回の質問に際し、先輩でもある I ターンで来られた方や農業しておられる方から貴重な意見を沢山いただきました。特に I ターンの方たちからは、全国に向けて情報の発信をしっかりとしてほしいとの意見を多くいただきました。

阿武町は働く場がないのではなく、働きたい人と雇いたい人のきめ細かい情報が見えていないと思います。雇う側も季節や時間によっても大きく変わります。雇用できる人がいれば規模を拡大してみようという考えも起きると思います。

これは定住をしておられる方からの提案ですが、すでに定住をしておられる方たちの生活や家のリフォームの方法など、自分でやればこんなに楽しいことができるなどの例も、一緒に移住定住サイトで発信をされれば、阿武町へ行ってみようかという人も増えてくると思います。一定のルールの上で、入りやすく出やすい仕組みから、まずは来てもらい、滞在をして、阿武町でやっていけ

ると判断された方に、定住をしてもらう取り組みはできないでしょうか。

次に定住のための住宅についてですが、阿武町に来て最初に町営住宅に入り、地域のことを知り、人との交流をしながら家や作物を探すという方法は大変良かったけれども、福賀の保育園周辺にある町営住宅は、安い家賃とはいえ、親子 4 人家族で過ごすには、本当に大変な住宅環境だったといわれました。

まず阿武町に来て、阿武町のイメージが大きく左右されるのが住宅だと思います。阿武町にはお試し住宅もありますが、空き家がなかなか供給できない以上、新規就農のための住宅の確保の検討を是非ともお願いします。

阿武町は今、選ばれる町づくりプロジェクトが動き出していますが、農業においても、来る側に立った目線で、自分の能力を阿武町で発揮してみたいと思えるような受け皿と、きめ細かな情報提供をお願いします。町長の答弁を求めます。以上です。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の 1 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、最初のご質問、阿武町の農業振興と後継者育成についてお答えいたします。

まず、耕作放棄地の現状につきましては、荒廃農地面積ではありますが、これは農林水産省通知に基づく、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査で、町と農業委員会とが合同で行う、いわゆる農地パトロールと呼ばれる農地の状況把握において、荒廃状況の調査を 1 筆毎に行っているもので、平成 27 年度の荒廃農地面積は、11.18ヘクタールではありますが、これは、いわゆる荒廃農地の内通常の抜根、整地作業で再生可能な農地の面積であり、調査上、低木等が繁茂し、あるいは森林化し、困難な農地は含んでいないところであります。

さて、一方、人口減少は全国的にも大きな社会問題となっておりますが、農業におきましても、農業就業者の高齢化等は、従前より重要な課題となってい

るところでございます。先に公表されました、2015 農林業センサスの速報値によりますと、山口県では、農業就業人口は、過去 5 年間で 19.6 パーセント減少し、また農業就業者の平均年齢は、70.3 歳と、高齢化率では全国で 2 番目に高くなっているところでございます。市町村別には、まだ公表がされておられません、阿武町におきましても、同じ傾向が予想されるところであり、また、こうしたことは耕作放棄地の増大の要因のひとつとも考えられ、大きな課題となっているところであります。

また、ご承知のとおり、昨年農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会組織において、阿武町では、現行農業委員の任期満了後の、今年 4 月 30 日以降、これまでの農業委員 10 名の体制から、農業委員 6 名、農地利用最適化推進委員 6 名の 12 名体制と変わり、従前の許認可事務に加え、農地利用の最適化を目的とする、いわゆる農地を担い手につなぐ仕組み等が強化された組織となったところであります。

この農地利用の最適化の内容につきましては、先ほど申しましたように、町と農業委員会では、毎年合同で、1 筆毎に農地の状況を把握しておりますが、この農地パトロールでは、荒廃していなくても今後荒廃する可能性のある農地の把握、また、そうした農地の所有者への今後の利用確認を行い、必要であれば、農業委員による戸別訪問や、農地中間管理機構への貸し付けなど、法律に基づき取り進めることといたしているところでございます。

今後、区画整理の有無等に関わらず、町内全域の農地について、町と農業委員会が一体となり、また、県段階の組織である山口県農地中間管理機構とも連携し、荒廃農地対策と同時に、担い手への農地利用の集積、新規参入の促進など、農地利用の最適化を一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ご提案の産地間リレー、あるいは畑作に適した基盤整備についてであ

りますが、農業振興策のひとつのアイデアとして承っておきたいと存じます。水稻以外の作物が作れるような基盤整備以外荒廃農地を減らすことはできないとのこと、米に固執しない発想を変えた農業振興という観点からのご提案をいただきましたが、そうした発想を踏まえつつも、現実には、各農事組合法人を中心に、今年度の取り組みなどから様々な努力がなされているところでございます。一例をご紹介しますと、交付金が活用できる作物栽培等への取り組み強化、また、これまでの水稻栽培技術が活かされる酒米や飼料米への取り組み、生産拡大もそのひとつであります。また、特産の米の新商品化への動きなども進められておりますし、各法人それぞれの地域特性に応じたお取り組み、新たなチャレンジ等が進められているところであります。今後におきましても、こうした各法人等の叡智と取り組みに期待するところでありますし、町といたしましても、関係機関を交え、支援をしていきたいと考えているところでございます。

さらに、課題解決に向けた組織的対応がございます。町では、各農業関係者のご理解のもと、町内 7 法人と各営農生産組合等、また、県、JA、町で組織する阿武町農業担い手連携協議会を、昨年 6 月に立ち上げており、こうした地域連携組織を活かし、地域の課題解決に向けていきたいと考えているところでございます。具体的には、各法人等の役割を踏まえ、法人間連携や地域間連携など、また、認定農業者ほか各部会などを交え、各地域の荒廃農地対策などについての検討が考えられているというところでございます。また、まず地域で協議することの中から、場合によっては農業委員会も組み合わせり、新たな解決策を生み出していきたいと考えているところでございます。

様々なご提案も、担い手あってこそ実現できることであります。今後とも、諸課題について連携協力し、知恵を出し合い、また、地域を交えて進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、後継者育成等についてであります。議員から、サテライトキャンパス等についてご提案がございましたが、農業大学校の方針などもありますので、一概に言えませんが、後継者育成対策については、町では山口農林振興公社主催の、ふるさとやまぐち農林水産業新規就業ガイダンスなどへ、可能な限り参加し、募集に努めるとともに、また、昨年度より、地域おこし協力隊制度を活用した農業支援員の募集も進めているところであります。また、山口県立農業大学校との連携についても、一層の強化を進めております。一昨年は、農業大学校より 2 回、指導主幹をお招きし、法人等農業関係者と連携を図り、また近年は、こちらからも協議に出向く回数を増やすなど、連携強化に努めているところであります。

なお、昨年町においては、関係法人の協力のもと、農業大学校より 3 名の短期研修と、2 名の長期 1 カ月研修の受け入れを行い、これが、阿武町定着へ繋がるよう期待をしたところであります。結果として、次に触れますが、研修に参加した学生、今年卒業する 2 人ですが、今年 4 月より、町内に定着へと繋がることになりました。また、これは新規就農とは別ですが、若手農林水産省職員の 1 カ月研修も、阿武町では 2 回目となりますが、昨年 1 名の受け入れを実施をしているところでございます。

新規就農の実績等につきましては、平成 26 年 9 月議会の新規就農者に関するご質問の回答でも申し上げておりますが、平成 17 年度より平成 25 年度まで、合わせて 6 家族の就農があり、それ以降、平成 27 年度に 2 人の新規就農者があり、最近では、合わせて 8 件となっているところであります。これに加え、農業大学校との連携強化の中で、先ほど触れましたが、平成 28 年度において、今春の農業大学校の卒業生の中から 2 人、阿武町に定着することが決まっております。ひとは新規就農者として、農事組合法人うもれ木の郷への新規就農でございます。そして 1 名は、地域おこし協力隊として、町内で将来の畜産振興をめざ

す就業者であります。ふたりとも同じ年の、現在 20 歳の若き新人であります。今後機会を通じ紹介をしたいと思いますが、阿武町の農業後継者として、しっかり地域に根付き、育っていつてもらいたいと考えているところでありますし、また期待をしておりますので、地域の皆さんの応援、また協力をお願いをしたいというふうに思っております。

また、後継者については、法人就業だけでなく、梨、スイカ、キウイなど阿武町の重要産品である後継者も必要であります。今後とも、農業大学校との緊密な連携を維持し、各部会とも協議をしつつ進めてまいりたいと考えているところであります。なお、地域おこし協力隊であります農業支援員につきましても、これまで定着には至っておりませんが、これからも公募を進めてまいる所存であります。そして、議員ご提案の技術研修のための先進地視察については、当面の農業研修について、農業大学校の理解のもと、期間または内容についても柔軟に対応できると回答をいただいておりますので、まずそちらに重点を置いて考えていきたいというふうに思っております。

後継者対策、新規就農対策は、今後ともできるだけ多くのチャンネルを持ち、地道な努力とともに各法人や農家、また地域との連携の中、今後も積極的な募集確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、I ターン等に関する各種の情報発信の件であります。本町の人口の社会増減の均衡に I ターンが大きく貢献していることは事実であり、特に福賀地区においては、新規就農者を含め、農業のみならず地域の担い手の相当数が I ターン者になってきているのも事実であります。

こうした中、議員の提案は、これらの方々の受け入れに際し、雇用についての需要や供給の状況や、いなか暮らしを楽しくするための、経験を踏まえた各種の情報等をきめ細かに情報できるサイトを立ち上げることによって、I ターンを考えている人が、阿武町での生活を具体的にイメージでき、I ターンの促

進につながるのではないかとのご提案であります。実は、議員ご承知のとおり、今、阿武町版総合戦略の中で、こうしたことも盛り込まれておりますが、例えば、小さな仕事のマッチングは、まさに 4 分の 1 ワークスであり、思い出不動産プロジェクトの住まい情報ウェブサイトであり、阿武町の玄関プロジェクトの移住に関するプラットフォームの設置であったり、これにあたりますが、これにあたりますが、いずれにいたしましても、新年度には 21 世紀ラボが立ち上がり、この中で阿武町の暮らしをイメージできるウェブサイトを開設することとしておりますし、町のホームページもこれと連携した中で一新することとしておりますので、こういった内容を盛り込むか、また、こういった対象をターゲットにするか等は、ラボの中で議論され、構築されるものと思っておりますので、当面はこの動向を見守りたいと思っております。

次に、I ターン者用の住宅の問題ですが、確かに福賀だけでなく、町全体で活用できる空き家が不足している状況にあります。そして福賀地区においては、特に新規就農等を考えると、ある程度の広さがあり、また、できれば納屋や作業場等もあるのが理想と思いますが、議員ご承知のとおり、平成 27 年度から町独自に、新たに住宅のリフォームや不要物の撤去の補助金を拡充したことや、町外の所有者への声かけにも力を入れてきた環境もあり、ここに来て、新たな空き家の登録が増えつつある状況になってきてまいりました。これは、使える空き家がないのではなく、有るが所有者が貸す段階まで心の整理等がつかないのが状況で、年が経つにつれて、だんだん和らいできたのではないというふうにも思っているところでございます。そして、空き家の改造については、移住者自らが行う以外に、新年度予算でも説明いたしましたように、農業法人等が新規就農者等の受け入れのため、空き家等を改造する場合には、その 3 分の 2 に対し、補助金が受けられる新たな制度も創設をしたところであります。従って、ある程度の工事費もかけることができますので、相当古い空き

家でも手が出せる状況となり、比較的條件は整ってきたと思っているところがあります。

こうした中、議員のご提案は、なお不足するような場合は、新たに住宅整備も必要ではないかということだと理解をいたしました。これにつきましては、今申し上げたような状況の中で、さらに先ほどの阿武町総合戦略で、空き家ノートプロジェクトや空き家管理プロジェクト、そして思い出不動産プロジェクトを通じ、また町の玄関プロジェクトの移住に関するプラットホームの設置の効果が発現し、住宅の供給数がどう変化していくかをしっかり見極めた中で、慎重に検討をしなければならないというふうに思っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」と言う声あり。)

○議長 はい、3 番、白松博之君。

○3 番 白松博之 大変前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。

なかでも、農業振興策の中で、法人が管理しておられる農地については、非常に景観も整えられ、良いわけですが、私も、阿武町の庁舎に来る途中、水ヶ迫の大規模から抜けてきておりますけども、大変立派な道路と、そしてその両サイドに農道が付いております。しかしながら、本当にこれが、この農道を活かした形で農地が維持されるのかということ、大変心配なところであります。すでに相当な藪になっておるといふようなこと、そういうところが、今後ますます、藪をかきわけてでも通わなければならないような、そういう状態になる前に、もっと手を打つ必要があるのではないか、その中で考えられるのが、確かに誰が作るのかという大きな問題はありますけれども、稲作が最早そういうところで不可能な場合に、畑作転換ということが可能ではないかと思ったわけで

す。私どもは、大昔から水田ということをいつも頭に描きながら、それは平らなところというふうなイメージでおりましたけれども、今、全国のいろんな、白菜、キャベツ、大根などの産地を見ましても、圃場はどこも真っ平らなところはないわけで、排水を考えた勾配がつけられているわけです。なかなか所有者の方に、この水田を傾斜地にするということは、難しいかとは思いますが、あのまま荒れ放題になることを防ぐためには、何らかの手立てを講じていかなければならないと思っています。

それから、後継者の育成について。実は、県立大学の学生も阿武町へ、平成 19 年から毎年のように 10 名程度の学生が、一泊二日で、この阿武町に通ってきて、農業とか家造りとか、そういうことを体験してもらっています。阿武町がいいからまた来たい、という学生が何人もいるわけですが、遠距離のために、なかなかその学生を再度呼び込むというための交通費の捻出ができず、なかなか皆さんの要望を果たしていなかったわけですが、農業大学校に限らず、県立大学あたりが、そのようなことを学校のプログラムの中に入れておられることを、是非この阿武町で活かしていけないかというふうに思っているところがあります。

この再生可能な農地のほかに、先ほど町長も答弁されましたように、相当数の耕作放棄地があるということは、皆さんもご承知と思いますが、ひとつのこれは取り組みとして、やり始めたことをちょっと紹介させていただきます。

阿武町も、今特産品づくりに取り組んでおられると思いますから、その事例の中で、栽培を始めたのはオリーブです。栽培のきっかけは、宇田郷の畑地区は霜も降りないよ、というふうなことを聞きまして、あの棚田の景勝地を、元のような素晴らしい景勝地にできないかというふうなことから、この棚田をオリーブの森にできないかと 7 名の仲間と始めました。取り組みを始めてから 3 年目となり、今、宇田郷だけでなく、奈古地区、福賀地区でも昨年からは栽培を

始め、まずは、目標としては 3 ヘクタールをめざしているところであります。オリーブは寒さに弱いというイメージから、阿武町では無理だよ、という声も各方面からいただきました。しかし、福賀地区での寒さ試験では、ユズよりもはるかに、このオリーブが寒さに強いことが分かり、マイナス 10 度近くにしても、短時間であれば耐えることが分かったわけです。皆様ご存じのように、以前道の駅の入り口のところに、河野氏が植えられたオリーブがたくさんの実を付けていたことは、ご存じと思いますが、実は、実はものすごく渋みがあり、サルの被害にも遭わないのではないかということも、このオリーブを導入したひとつになっております。本年は 3 年目ということで、10 キロ程度の実を収穫できるのではないかというふうに思っております。加工については、今、中小企業支援センターの指導を受けながら、オリーブオイルだけでなく、新たな商品開発を進めているところです。

阿武町の良さは、地元に住んでいるとなかなか見えないものです。私は、民宿に来られるお客さんから阿武町の魅力をたくさん教わりました。とかくあきらめムードが先行する昨今ではありますが、挑戦する心を育て、育む、それが行政の仕事だと思っております。

以上で、再質問を終わります。

○議長 答弁ありますか。

○3 番 白松博之 よろしいです。

○議長 それでは続いて、3 番、白松博之君の 2 項目目の質問を許します。

○3 番 白松博之 それでは 2 項目目に入ります。除雪対策について質問をいたします。

本年 1 月 18 日頃より日本全国を襲った寒波は、各地に多くの被害をもたらしました。福賀地区でも、ハウスの倒壊等の農業災害も起きております。

積雪については福賀地区も例外ではなく、久瀬原地区は約 70 センチ近く、

私のところでも 55 センチの積雪があり、一時、車も動かさないほど孤立状況となりました。今回は特に水分を多く含んだ雪で重く、除雪作業に当たられた方たちも大変苦勞をされたと聞いています。

一方、住民の方からは、除雪が十分でないとか、町道への取り付け口に除雪車が雪を積み上げているなど、多くの苦情が寄せられたようです。また、お年寄りの家庭を回っているデイサービスの送迎車やコミュニティーワゴン、給食サービスも巡回することができないなど、地域住民の生活にも支障をきたしました。特に緊急時の対策として、お年寄り家庭の生活道路を確保するためには、もっと小回りの利く除雪機が必要ではないでしょうか。今回は、町の除雪車が入れないところは、急遽福の里が所有しておられる除雪機を借りて、中村地区や野沢地区、森見藤地区の除雪をされたようですが、大変威力を発揮したと聞いています。

このような除雪機を、貸し出しできる体制が取れていれば、住民の皆さんも安心して生活ができるのではないのでしょうか。使用に当たっては、各自治会長さんの責任の下、集落ごとに対応をお願いして除雪にあたっていただくこともできると思います。福賀地区にとって、50 センチ程度の積雪は、決して珍しいことではなく、毎年降っても不思議な量ではありません。地域の方が安心できる生活環境を守るためにも、是非とも購入について検討をお願いします。町長の答弁を求めます。以上です。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の 2 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2 項目目の、除雪対策についての質問であります。まず最初に、町の除雪対応についての説明をいたしたいと思います。

町では、冬季除雪計画に従い、災害及び交通傷害を早期に排除し、道路交通の円滑な確保と交通事故を未然に防止し、住民生活の安全をはかるため、除雪

班を編制し、除雪作業を行っているところでございます。

除雪機械は、モーターグレーダー、ローダー、4 トン車、2 トン車、1.5 トン車の 5 台を駆使し、個人と法人に作業委託をして、幹線町道、県道、広域農道で、走行距離約 86 キロメートルと、町有施設の駐車場等を早朝 6 時より作業を行っているところであります。

また、今期の除雪についてであります。1 月 13 日から 3 月 2 日までの間で、12 日ほど積雪がありました。そのうち除雪作業は、1 月 19 日から 27 日にかけて 7 日、2 月 7 日、3 月 1 日の計 9 日間行ったわけですが、なかでも 1 月 23 日から 25 日に降った重たい雪は、最大 55 センチメートルにも達し、倒木等もあり、除雪作業も大変苦勞をいたしたところであります。例年では、中村地区の一部を除き除雪ができておりましたが、今年につきましては、そうした中、1.5 トン車の除雪機械の故障で、中村地区、野沢地区、森見藤地区の、道幅の狭い箇所の除雪ができない状況でありましたので、急遽福の里の除雪機械を借りて作業を行ったところであります。こうした中、町が貸し出し用の除雪機を整備してはどうかというお話であります。結論から申し上げますと、それは少し考え方が違うのではないかとということでもあります。

白松議員の言われるようなことは、個人また自治会長さんを含めて、複数の方から要望を伺っておりますが、その都度、申し上げているのは、基本的に自助、共助、公助ということをもう一度考えていただきたいということでもあります。行政を進めていくうえで大切なことは、本来、自分の力だけでは解決できないことは近所同士、あるいは地域で助け合って解決し、それでも解決できないような大きな問題は、行政がこれを受け持つという、まさに自助、共助、公助の考え方が基本となるということでもあります。

除雪の問題につきましても、以前から申し上げてきましたが、基本的に、幹線道路はもちろん管理者である国、県、町が持ち分として責任を持って除雪を

行うことは当然であります。お話にありますような、個別の各家庭に通じる私道、あるいはごく一部の人しか通らない、いわゆる赤線道まで行政が受け持つというのは、労力的にも、また財政的にも困難であり、それ以前に、幹線道から自宅の玄関前までの除雪とかそういったことは、自助の分野として自らが行うのが第一義であります。そして、高齢者等の世帯でこれが難しい場合は、近くの親族、あるいは近所、さらには自治会の中で共助の精神を活かし、労力が提供できる人が助けて差し上げる。また自治会の中でその仕組みを作っていくことこそ、めざすべき方向性であろうというふうに思っております。

こうした中、除雪機の問題であります。先ほどの一般質問の答弁の中でも少し出てまいりましたが、問合せのあった自治会長さんには申し上げてきたところであります。機械を自治会で購入し、町の集落彩生交付金の特認事業を使って 2 分の 1 の補助をもらう方法もありますよ、と申してきたところであります。補助残については、自治会で負担するとか、中山間を利用するとか、工夫の仕方はいろいろあるというふうに思っております。そして、独居老人等の家の除雪についても、自治会で取り組む場合は、集落彩生交付金の中で、除雪支援活動に対する補助として、対象世帯の 1 世帯 1 回当たり 500 円を交付することとしておりますので、500 円で不足する場合は、ご当家から幾ばくかの料金をいただくとか、工夫をすれば日当は十分出せると思われまので、併せてこれも利用していただければというふうに思っております。

なお、除雪機の購入補助については、従前は特認事項として補助することとしておりましたが、除雪機補助をより明確にするため、今年 1 月 1 日から除雪支援活動の中に機械導入補助を明記しておりますので、おおいに利用していただきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番、白松博之君。

○3 番 白松博之 町長のお考えは、分かりました。

今、雪をかかれて、そして木戸口を潰してまで行っているところを、なかなか地域のお年寄り同士で、そこを除雪するというのは、非常に労力的にも大変だということから、このような皆さんからの要望が上がったと思っております。今、2分の1の補助というふうな話がありましたが、今後、自治会の中でこれは検討していくべきものとは思いますが、緊急時のそういうふうなときに、どう対応するのかというのを是非とも考慮していただきたいというふうに思い、このような質問を申し上げました。

福賀地区については、非常に重たい雪の時には、なかなか除雪車も雪かきができないというふうな、そういう状況の中で、クローラタイプの歩行型であれば、そういうふうな作業が容易にこなせるということから、申し上げました。いろんな面でご配慮をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 答弁いますか。

○3 番 白松博之 よろしいです。

○議長 答弁必要なしということなので、以上をもって3番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、午後1時より現地踏査を実施しますので、準備の方をお願いします。

本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 10時54分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 西 村 良 子

阿武町議会議員 田 中 敏 雄